

**地域の農林水産物の利用の促進についての
計画（促進計画）の策定に向けて**

**～6次産業化、主として地産地消等の
都道府県及び市町村担当者向け説明資料～**

平成23年7月

農林水産省 生産局 技術普及課

目 次

1 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）の第3章「地域の農林水産物の利用の促進」の概要	1
2 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針	
（1）基本方針の概要	3
（2）基本方針（全文）	5
3 運用通知	17
（参考1）運用通知の施行に伴う廃止通知	25
（参考2）地産地消推進計画について	26
4 地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）の策定について	27
（参考1）長野県「長野県地産地消推進計画」（抜粋）	28
（参考2）福井県「ふくいので育・地産地消推進計画」（抜粋）	29
（参考3）市町村の地産地消推進計画の例	32
5 地域の農林水産物の利用の促進に関するQ & A	33
6 地産地消関連施策の概要	40
（参考）地産地消の仕事人について	42
（別添）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）	43

1 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）の第3章「地域の農林水産物の利用の促進」の概要

地域の農林水産物の利用の定義

- 「地域の農林水産物の利用」とは、① 国内の地域で生産された農林水産物（食用）をその生産された地域内において消費すること（消費者への販売及び食品加工を含む。）及び② 供給不足の場合に他の地域で生産された農林水産物を消費すること（第25条）

基本理念

- 地域の農林水産物の利用の促進に関する以下の基本理念を規定
 - ① 生産者と消費者との結びつきの強化（第26条）
 - ② 地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化（第27条）
 - ③ 消費者の豊かな食生活の実現（第28条）
 - ④ 食育との一体的な推進（第29条）
 - ⑤ 都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進（第30条）
 - ⑥ 食料自給率の向上への寄与（第31条）
 - ⑦ 環境への負荷の低減への寄与（第32条）
 - ⑧ 社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進（第33条）

国及び地方公共団体等の責務

- 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり施策を策定し、実施する責務を有すること等を規定（第34条・第35条）

財政上の措置等

- 政府は財政上及び金融上の措置等を講ずるよう努めること等を規定（第39条）

基本方針、都道府県及び市町村の促進計画

- 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を定める。
 - ① 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
 - ② 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
 - ③ 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
 - ④ その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項 (第40条)
- 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、促進計画を定めるよう努める。(第41条)

地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

- 国及び地方公共団体は、
 - ① 地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備 (第42条)
 - ② 直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進 (第43条)
 - ③ 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進 (第44条)
 - ④ 地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保 (第45条)
 - ⑤ 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等 (第46条)
 - ⑥ 人材の育成等 (第47条)
 - ⑦ 国民の理解と関心の増進 (第48条)
 - ⑧ 調査研究の実施等 (第49条)
 - ⑨ 多様な主体の連携等 (第50条)に必要な施策を講ずるよう努めることを規定

- 公布の日（平成22年12月3日）から施行 (附則第1条)
- 本法の施行後5年以内に、施行状況の検討を加え、必要があるときには
所用の措置を講ずる (附則第2条)

2 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針

(1) 基本方針の概要

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）第4条第1項及び第40条第1項の規定に基づき、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成23年3月14日農林水産省告示第607号）を制定。このうち、法第40条第1項の規定に基づく地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針として、第2章及び第3章を定めた。

第1章 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進

法第4条第1項に基づき、6次産業化に関する基本方針を定めたもの。

第2章 地域の農林水産物の利用の促進

第1 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項

国及び地方公共団体は、法に定める基本理念（第26条～第33条）に基づき、地域の農林水産物の利用を促進。都道府県及び市町村においては、基本方針や地域の実情を踏まえて促進計画を策定するよう努める。

第2 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

直売所の年間販売額、学校給食における地場産物の使用割合等に関する具体的な目標を設定。

- ① 通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、平成32年度までに50%以上とすること
- ② 学校給食において地場産物を利用する割合（食材数ベース）について、食育推進基本計画に定める目標を達成すること
- ③ グリーン・ツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数を平成32年度に1050万人とすること

第3 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項

道の駅、マルシェ等を活用した直売の取組や学校給食における取組の促進、農林水産物の安定的な供給の確保、食育の推進、環境への負荷の低減等について、国及び地方公共団体が具体的な施策を講ずるよう努めることにより、地域の農林水産物の利用を促進。

第4 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

多様な国民運動と連携し、地域の農林水産物の利用の促進に対する国民の参加を促進。

第3章 施策の総合的な推進及び関係機関の連携等

第1 施策の総合的な推進

法に基づく措置と補助事業等の支援策を一体的に講ずるなど、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用を総合的に推進。

第2 関係機関の連携等

地方農政局等と地方公共団体等との連携、関係府省庁相互間の連携、多様な主体の連携の促進等に努める。

(2) 基本方針（全文）

○農林水産省告示第607号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第4条第1項及び第40条第1項の規定に基づき、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同法第4条第5項及び第40条第4項の規定に基づき公表する。

平成23年3月14日

農林水産大臣 鹿野 道彦

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針

目次

- 第1章 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進
 - 第1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項
 - 第2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向
 - 第3 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項
 - 第4 その他農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項
- 第2章 地域の農林水産物の利用の促進
 - 第1 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
 - 第2 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
 - 第3 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
 - 第4 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項
- 第3章 施策の総合的な推進及び関係機関の連携等
 - 第1 施策の総合的な推進
 - 第2 関係機関の連携等

この基本方針は、農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等が行う農林漁業及び関連事業の総合化並びに国産の農林水産物の消費を拡大する地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な方針を定めるものである。

今後の農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策は、この基本方針にのっとり総合的に推進することとする。

なお、この基本方針は、施策の実施状況等を踏まえつつ、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討するものとする。

第1章 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進

第1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項

我が国経済が停滞し、少子・高齢化や、それに伴う国内の飲食料品市場の量的な縮小が進む中、農林漁業者の所得の減少、担い手不足の深刻化等により農山漁村の活力は低下しており、食料の安定供給や多面的機能の発揮といった農山漁村に期待される役割を確保するためには、その活力の再生が不可欠である。

このため、国内市場の活性化や海外市場の開拓により、農林水産物等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第2項に規定する農林水産物等をいう。以下同じ。）の需要全体の拡大を図ると同時に、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進により、農林漁業者の所得を確保する必要がある。

同時に、地域の多様な事業者が、農林漁業者との連携の下、農林水産物、バイオマス・太陽光・水力・風力等の農山漁村に由来する資源を有効に活用し、グリーン・ツーリズム、輸出、発電、バイオ燃料、バイオマスプラスチック等の製造等を行う取組の促進により、地域内に雇用と所得を確保することが重要である。

このような視点に立ち、政府は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じ、農山漁村における六次産業化を強力に推進する。

第2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

1 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、農林水産物等の付加価値の向上分が農林漁業経営に取り入れられるものであるため、その促進により、農林漁業の持続的かつ健全な発展と農山漁村の活力の再生を期するものである。

同時に、バイオマス等の農山漁村に由来する資源をバイオ燃料等のエネルギー源やバイオマスプラスチック等の原料として利用するなどの取組の促進により、環境への負荷の少ない社会の構築に寄与しようとするものである。

2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の基本的な方向

農林漁業者等が、自らの生産に係る農林水産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、輸出、農林漁家民宿、農林漁家レストラン等での提供等に主体的に進出し経営を多角化・高度化する取組を推進する。

また、農林漁業者等がバイオマスを加工し、得られたエネルギーや製品の販売に進出する取組や、地域の多様な事業者が太陽光・水力・風力等を活用してエネルギーを生産し、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の用に供する取組を推進する。

さらに、「緑と水の環境技術革命」等の施策と連携しつつ、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資する研究開発及びその成果の利用を推進する。

第3 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

1 総合化事業

(1) 総合化事業の内容

総合化事業は、次のアからウまでに掲げる全ての要件を満たす必要がある。

ア 農林漁業者等が行う事業であること。

(ア) 総合化事業の主体となる農林漁業者等

法第3条第1項の「これらの者の組織する団体」とは、農業協同組合、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接の構成員とする協同組織をいい、同項の「主たる構成員又は出資者となっている」とは、議決方法に関する定款等の定めに応じ、農林漁業者又は同項の「これらの者の組織する団体」が、意思決定について主導的な役割を果たし得るものであることをいう。

(イ) 総合化事業を促進するための措置を行う者

総合化事業計画に、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う法第5条第4項各号に掲げる措置に関する計画を含める場合には、認定を受けようとする農林漁業者等と当該措置を行う者との間の事業費の負担、損益の分配等が明確にされる必要がある。

なお、当該措置のうち、同項第4号に掲げる措置に関する計画を含める場合には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の農林漁業者等を当該措置を行う者として位置付けることができる。

イ 農林漁業経営の改善が図られるものであること。

総合化事業計画の認定に当たっては、総合化事業を行うことにより以下の2つの指標の全てが満たされ、もって農林漁業の経営基盤の強化及び農林漁業の生産力の増強が図られることを要件とする。

総合化事業の実施期間開始時点における農林漁業経営を当該各指標によって把握することが適当でない者については、総合化事業の実施により、実施期間終了時点の単年度において、農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体の売上高が経営費を上回っていることを要件とする。

認定を受けようとする団体が、その経営において農林水産物等の生産（法第3条第3項に規定する生産をいう。以下「生産等」という。）を直接行うものでない場合にあつては、その構成員等である農林漁業者の経営指標を用いることができる。

(ア) 農林水産物等及び新商品の売上高

総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計が、当該事業の実施により、実施期間開始時点と比較して、実施期間終了時点までに、計画期間が5年間の場合は5パーセント以上、計画期間が4年間の場合は4パーセント以上、計画期間が3年間の場合は3

パーセント以上増加すること。

ただし、新規の作物、家畜等を導入し、当該作物、家畜等に係る農林水産物等又はこれを原材料とする新商品についてのみ総合化事業を実施する場合は、当該事業の実施により、実施期間終了時点の単年度において、農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体の売上高が経営費を上回っていることとする。

(イ) 農林漁業及び関連事業の所得

総合化事業の実施により、農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体について、所得が実施期間の開始時点から終了時点までの間に向上しており、かつ、実施期間終了時点の単年度において売上高が経営費を上回っていること。

ウ 次に掲げる措置のいずれかを行うものであること。

(ア) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

法第3条第4項第1号の「新商品」とは、認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに開発、生産又は需要の開拓を行ったことのない商品を行い、同号の「その不可欠な原材料」とは、新商品の特徴付ける機能、効用等を付与する原材料をいう。

なお、同号の「構成員等」には、農業協同組合連合会の会員である農業協同組合の組合員等の間接の構成員等を含む。

(イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

法第3条第4項第2号の「新たな販売の方式の導入」とは、認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない販売の方式を導入することをいい、同号の「販売の方式の改善」とは、荷さばき業務の合理化、調製、保管又は配送の共同化、品質管理又は販売情報管理の高度化等、既に用いている販売の方式を改善することにより収益性の向上を図ることをいう。

(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

法第3条第4項第3号の「生産の方式の改善」とは、生産等の方式が (ア) 又は (イ) に掲げる措置に適合したものとなるようにすることをいい、新たな生産等の方式の導入を含む。この場合の「新たな生産等の方式の導入」とは、認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない生産等の方式を導入し、又は新規の作物、家畜、水産動植物等の導入を行うことをいう。

(2) 総合化事業の実施期間

計画期間は5年以内とするが、3年から5年までであることが望ましい。

2 研究開発・成果利用事業

(1) 研究開発・成果利用事業の内容

研究開発・成果利用事業の主体については、研究開発及びその成果の利用に様々な知見を活用する観点から、業種、事業規模等について特段の制限を設けないが、当該事業は、次のアからウまでに掲げる研究開発又はその成果の利用のいずれかを行う事業である必要がある。

ア 農林水産物等の生産等又は販売の高度化に資する研究開発

法第3条第5項第1号の「農林水産物等の生産又は販売の高度化」とは、研究開発により得られる成果を活用した場合に、既存の技術等を活用した場合と比較して、農林水産物等の生産等若しくは販売について、効率性及びコストの面で一定程度の改善が図られること、又は既存の技術等では生産等若しくは販売を行うことができない農林水産物等の生産等若しくは販売が行われることをいう。

イ 新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

法第3条第5項第2号の「新商品の生産又は販売の高度化」とは、研究開発により得られる成果を活用した場合に、既存の技術等を活用した場合と比較して、新商品の生産若しくは販売について、効率性及びコストの面で一定程度の改善が図られること、又は既存の技術等では生産若しくは販売を行うことができない新商品の生産若しくは販売が行われることをいう。

ウ ア又はイの研究開発の成果の利用

法第3条第5項の「成果の利用」とは、ア又はイの研究開発の成果を実際に地域に導入することにより、当該成果について、現場に即した利用体系の確立、事業化等を促進し、将来において農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に貢献する取組である。

なお、利用される研究開発の成果については、研究開発・成果利用事業による研究開発の成果のみならず、研究開発・成果利用事業以外の事業等による研究開発の成果を利用することが可能である。

(2) 研究開発・成果利用事業の実施期間

計画期間は5年以内（新品種の育成を行う事業に関する計画にあつては、10年以内）とする。

3 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に当たって留意すべき事項

総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に当たり、当該各事業の用に供する施設の整備を行う場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 農地法の特例関係

農地法（昭和27年法律第229号）の特例（法第12条）が適用される農地又は採草放牧地の面積については、農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保するため、2ヘクタールを上限とする。

(2) 都市計画法の特例関係

都市計画法（昭和43年法律第100号）の特例（法第14条）が適用される農林水産物等の販売施設については、総合化事業の実施期間の経過後も、市街化を促進することのないよう、当該事業により導入又は改善が行われた販売の方式によって農林水産物等の販売が継続されるものと認められ、かつ、建築物の用途を変更して当該特例に係る予定の建築物以外の建築物にすることがないものと認められることを要する。

第4 その他農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

1 情報の提供

国及び地方公共団体は、全国的な統計調査、先進的な取組事例に係るケーススタディ等により把握した情報、施策の内容、今後の展開方向等を幅広く集約し、インターネット、パンフレット、各種の行事等の手段を活用し、農林漁業者等を始めとする多様な主体に分かりやすい形で情報提供するよう努める。

2 研究開発の推進及びその成果の普及

国及び地方公共団体は、試験研究機関等との連携により、農林水産物等及び新商品の生産等又は販売に関する新技術の研究開発を広く推進するとともに、都道府県の普及指導センターその他の普及指導員を配置している機関（以下「普及組織」という。）が、試験研究機関、産学連携を支援する機関等と連携し、研究開発の成果の農林漁業者等への効果的な普及を図るよう努める。

3 支援体制の整備

農林漁業者等の身近に存在する地方公共団体、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、金融機関等（以下「地元機関」という。）が農林漁業者等からの相談等に迅速かつ適切に対応することができるよう、地元機関と国の地方支分部局等との間で緊密なネットワークを構築し、六次産業化に関連する施策等の情報について十分な連絡調整を行う。また、このようなネットワークの下、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に総合的な窓口を設置し、申請手続の説明、各種支援施策の紹介等を行う。

同時に、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティングや経営管理、さらには、関連する法律制度等に関する知識・経験を有する者を「6次産業化プランナー」として全国に配置し、個々の農林漁業者等に対して、積極的に地域資源を活用した六次産業化の様々な取組の普及・啓発を図るとともに、総合化事業の構想段階における提案、計画作成の支援、事業化後のフォローアップ等の総合的なサポート

を実施する。あわせて、「6次産業化プランナー」の活動内容等を定期的に評価することにより、サポート体制の充実に努める。

第2章 地域の農林水産物の利用の促進

第1 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項

1 基本的考え方

地域の農林水産物の利用は、農林漁業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を果たすとともに、地域資源の有効な活用、食品循環資源の再生利用、環境への負荷の低減等の効果を有するものであり、その促進が非常に重要である。

このため、国及び地方公共団体は、法第26条から第33条までに定める以下の基本理念に基づき、生産者、事業者、消費者等の協力を得て地域の農林水産物の利用の促進に取り組むよう努める。

- (1) 生産者と消費者との結びつきの強化
- (2) 地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化
- (3) 消費者の豊かな食生活の実現
- (4) 食育との一体的な推進
- (5) 都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進
- (6) 食料自給率の向上への寄与
- (7) 環境への負荷の低減への寄与
- (8) 社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進

2 都道府県及び市町村の促進計画の策定

都道府県及び市町村は、地域の農林水産物の利用の促進に関し、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定するため、この章及び次章の規定を勘案するとともに、その区域の実情を踏まえて、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（以下「促進計画」という。）を定めるよう努める。

第2 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

地域の農林水産物の利用の促進のために特に重要と考えられる以下の事項について目標を設定する。

1 直売所の年間販売額に関する目標

直売所（農林水産物（食用に供されるものに限る。以下同じ。）及びその加工品をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）における農林水産物及びその加工品の販売は、消費者に地域の新鮮な農林水産物を購入する機会を提供するなど、地域の農林水産物の利用を促進する上で中核となる取組であり、安定的な経営を行う直売所の数が増加することが重要であることから、主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、平成32年度までに50%以上とすることを旨とする。

2 学校給食における地場産物の使用に関する目標

学校給食に地域の農林水産物を使用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地域の農林水産物の活用にもつながることから、学校給食において地場産物を使用する割合（食材数ベース）について、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に規定する食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指す。

3 都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する目標

地域の農林水産物の利用の促進には、都市と農山漁村の交流の促進、都市農業の振興等を通じ、都市住民が農山漁村で活動する機会や食と農林漁業への認識を深める契機を提供が重要であることから、農家民宿等のグリーン・ツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数を、平成32年度に1050万人とすることを目指す。

第3 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項

地域の農林水産物の利用を促進することにより、国産の農林水産物の消費を拡大するため、国及び地方公共団体は、以下の施策に取り組むよう努める。

1 地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備

（1）地域の農林水産物の利用の促進に寄与する直売所等の整備

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の促進に寄与する生産施設、処理加工施設、販売施設等の整備への支援に努める。

なお、直売所が整備される場合に、単独の整備に加え、農林水産物の処理加工施設、レストラン、体験農園等の併設、道の駅（国土交通省道路局長の登録を受けることにより「道の駅」という登録商標の使用をすることができる施設をいう。）、高速道路のサービスエリア、駅舎内の商業施設等の活用等により、地域の農林水産物の利用が効果的に促進されるよう努める。また、マルシェ（生産者等が市街地においてテント等を連ね農林水産物及びその加工品を定期的に直接販売する会場をいう。）の活用その他の地域の特性に応じた販売の取組への支援に努める。

（2）農地法等の規定による許可についての配慮

促進計画の趣旨に適合する直売所の整備に係る農地法及び都市計画法の規定による許可の申請について、国の関係行政機関の長又は都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市の長を含む。）は、事前の相談への対応、許可に係る事務の迅速かつ適正な処理及びそれぞれの事務を担当する部局間の連絡調整等の必要な配慮を行うよう努める。

2 直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進

（1）農林水産物及びその加工品の販売状況を管理するシステムの導入等による直売

所の運営及び機能の高度化等

国及び地方公共団体は、直売所における経営の効率化、集客力の向上等に効果のあるPOSシステム（売上実績を商品単位で集計するシステムをいう。）に係る販売管理機器等をリース等により導入する取組への支援に努める。

また、地域の直売所間のネットワーク及び広域ネットワークの構築等の直売所間の連携の確保及び強化により品揃えの確保や共同集荷を図る取組への支援に努める。

（２）既存の施設の活用の促進

国及び地方公共団体は、直売所が不足している地域における既存の施設の有効活用を促進するとともに、補助事業等で整備した既存の施設の直売所への転用が行われる場合には、関係法令に従い、当該転用に係る事務を迅速かつ適正に実施するよう努める。

（３）生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進

国及び地方公共団体は、消費者・実需者の需要に対応した農林水産物の付加価値の向上、周年的な品揃えの確保等により生産者の所得の向上を図るため、生産者等が農林水産物の冷凍処理、洗浄、カット等の一次加工やその加工品の開発・生産を行う取組への支援に努める。

3 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進

（１）関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、地域の特性に応じ、米の消費拡大、小麦・米粉、食肉の利用拡大、健康面からの野菜、果実、牛乳、乳製品、魚介類等の摂取増加等に資する施策と学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進に関する施策との連携に努める。

（２）生産者と関係者との連携の強化等

国及び地方公共団体は、生産者等と栄養教諭その他の教育関係者、食材納入業者等の関係者が連携して行う、学校給食等の調理の実情に応じた規格・処理基準の作成、不作・不漁時の補完体制を含めた安定的な供給体制の整備等の取組を推進するよう努める。また、生産者の組織する団体、地方公共団体等が、地域の農林水産物の種類、収穫時期、生産量等に係る情報を提供することができるよう、必要な体制の整備に努める。

（３）学校給食以外の分野での取組の促進

国及び地方公共団体は、幼稚園及び保育所、高等学校、大学、企業等の食堂、老人福祉施設、病院、宿泊施設、宅配給食等の中^{なかしょく}食産業、^{なかしょく}外食産業等の多様な施設・形態における取組を促進するとともに、国や地方公共団体が所管する

公共施設等において地域の農林水産物を利用するよう努める。

4 地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保

(1) 多様な品目を安定的に生産する体制の整備等

国及び地方公共団体は、多様な品目を安定的に生産・供給するための新品種や栽培方法の導入、地域の消費者及び食品関連事業者の需要に応じた一次加工の取組等に対する支援に努める。また、鳥獣害防止対策を持続的に実施する観点から、捕獲又は殺傷をした鳥獣の肉等について、その安全性を確保しつつ、加工、販売、料理への活用等を行う取組を推進するよう努める。

(2) 地域における流通に係る事業者との連携

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物や地域において供給が不足している農林水産物の安定供給に資するため、情報交換会の開催、マッチングの支援等を通じて地域における流通に係る業者と実需者との連携体制の構築に努める。

(3) 食の安全と消費者の信頼の確保

国は、科学的根拠に基づき、食品中の危害要因の含有実態調査や農林水産物・食品の安全性の向上のための取組の提示等を行う。

地方公共団体は、国が提示した当該取組を現場に普及するよう努める。

また、国及び地方公共団体は、関係者間の意見及び情報の交換の促進による信頼関係の構築・強化、消費者の選択に資する食品表示の適正化等の取組を推進するよう努める。

5 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等

国及び地方公共団体は、国民一人一人が食について自ら考え、判断を行う能力を養うため、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流を図るよう努める。

(1) 地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動の促進

国及び地方公共団体は、農林水産物・食品の生産、販売等の現場における消費者の体験活動の促進や生産者との交流の機会の提供に努める。また、農山漁村における農作業等の宿泊体験活動、観光関係者と農山漁村地域が連携したグリーン・ツーリズムの推進の取組等による都市と農山漁村の交流の促進に努める。

(2) 地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物を利用した郷土料理を参考とした学校給食の提供、地域の食材等の活用による商品・料理の開発・提供、農林水産物・食品の地域ブランド化等、地域の伝統的な食文化を伝承する活動等への支援に努める。

6 国民の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用に取り組む者の活動事例等のホームページ、機関誌等への掲載、地域の農林水産物を利用した各種イベントの開催・協力等により、国民の理解と関心の増進に努める。その際には、生産、流通、販売の各段階における生産者や事業者の取組や実情について、コスト面も含めた理解がなされるよう配慮する。

7 調査研究の実施等

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進する施策の効果的な実施を図るため、農林水産分野に係る温室効果ガスの排出削減効果の的確な評価等による環境への負荷の低減に貢献することができる手法の検討その他の調査研究に努める。

また、直売所、学校給食、農林水産物の処理加工施設等における地域の農林水産物の取扱状況等に関する情報の収集、整理及び提供に努める。

第4 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

1 農林漁業者及びその他関係者の意見の反映

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策の策定に当たり、現地調査、農林漁業者との意見交換等により、当該施策についての意見を積極的に把握し、当該施策の策定に反映させるよう努める。

2 多様な国民運動との連携

地域の農林水産物の利用の促進に当たっては、個々の国民が主体的に行動することが重要であることから、国及び地方公共団体は、多様な国民運動と地域の農林水産物の利用の取組との連携を推進し、当該取組に対する国民の参加が促進されるよう、必要な環境の整備に努める。

第3章 施策の総合的な推進及び関係機関の連携等

第1 施策の総合的な推進

国及び地方公共団体は、総合化事業計画に位置付けられた直売所の整備等の地域の農林水産物の利用の取組に対し、法に基づく措置、地域の農林水産物の利用に対する補助事業等の支援策を一体的に講ずるなど、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用を総合的に推進するよう努める。

第2 関係機関の連携等

1 地方農政局等及び地方農政事務所と地方公共団体等との連携

地方農政局等及び地方農政事務所は、農林漁業者等及び地域の多様な事業者による取組に対して指導及び助言等を行うに当たり、普及組織その他の地方公共団体の組織、独立行政法人、株式会社日本政策金融公庫等と密接に連携する。

2 関係省庁相互間の連携

国は、人材の育成・確保、地域の活性化に資する研究開発、地域づくりの支援、食育の推進等の施策についての情報共有等、関係省庁相互間の連携に努める。

3 多様な主体の連携の促進等

国及び地方公共団体は、交流会や商談会の開催等を通じて多様な主体の連携を促進するとともに、当該連携に資するコーディネーターの育成、情報ネットワークの構築等を推進するよう努める。

また、女性・高齢者の有する豊富な知識・経験が十分に活用されるよう努める。

3 運用通知

2 2 総合第1741号
2 2 生産第10759号
2 2 農振第2106号
国 都 開 第 1 0 号
平成23年3月29日

都道府県知事 あて

農林水産省総合食料局長
農林水産省生産局長
農林水産省農村振興局長
国土交通省都市・地域整備局長

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の運用について（通知）

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）が第176回国会において成立し、同法第1章及び第3章の規定は公布の日（平成22年12月3日）から施行され、同法第2章の規定、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令（平成23年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第二条の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設を定める件（平成23年2月28日農林水産省・国土交通省告示第1号）は3月1日から施行された。

また、これに伴い、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（平成23年3月14日農林水産省告示第607号）が3月14日に公表されたところである。

ついては、下記事項に御留意の上、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の適正かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

なお、貴管下の市町村（指定都市、中核市及び特例市を除く。）及び関係団体には貴職から通知するようお願いする。

第1 農業改良資金融通法等の特例関係

1 特例の趣旨

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第9条から第11条までに規定する農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）及び沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）の特例は、農業改良資金、林業・木材産業改善資金及び経営等改善資金（沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）第2条の表第1号から第7号までに掲げる資金に限る。）

（以下「農業改良資金等」という。）の貸付けを受けることができる者として、認定総合化事業計画に従ってそれぞれ法第5条第4項第1号から第3号までに掲げる措置を行う促進事業者（同項第1号に掲げる措置を行う促進事業者にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）を追加するとともに、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要な農業改良資金等の償還期限又は償還期間及び据置期間を延長するものである。

2 貸付資格の認定等

農業改良資金等の貸付けを受けようとする者は、農業改良資金融通法第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）、林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項（同法第12条第2項において準用する場合を含む。）又は沿岸漁業改善資金助成法第8条第1項等の規定により、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定等（以下「貸付資格の認定等」という。）を受けなければならない。

認定総合化事業を行うのに必要な農業改良資金等の貸付けを受けようとする認定農林漁業者等は、当該認定総合化事業の実施により当該認定農林漁業者等（当該認定農林漁業者等が促進事業者である場合にあつては、その促進事業者に係る認定総合化事業を行う農業者、林業者又は漁業者）の農林漁業経営の改善が行われるものとして法第5条第1項又は第6条第1項の認定を受けたものであるため、当該認定農林漁業者等に対する貸付資格の認定等に当たっては、当該認定総合化事業の円滑な実施に配慮することが望ましい。

第2 農地法の特例関係

1 特例の趣旨

法第12条に規定する農地法（昭和27年法律第229号）の特例は、認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って行う農地の転用及び農地又は採草放牧地の転用のための権利移動について、別途農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可の申請を行うことを要しないものとし、申請を一本化することにより、手続の簡素化を図るものであり、農地の転用及び農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を緩和することを趣旨とするものではない。

このため、都道府県知事は、法第5条第7項（法第6条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第7条第5項（法第8条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事項が法第5条第7項各号（法第7条第5項後段において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当するものであることについて、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号、21農振第1598号農林水産省経営局長、農村振興局長通知）第2の1及び4の規定に留意しつつ、農地法第4条第2項及び第5条第2項の規定が適用される場合と同じ基準をもって審査を行うべきものである。

2 同意の手続

(1) 都道府県農業会議等の意見の聴取

都道府県知事は、法第5条第7項後段（法第7条第5項後段において準用する場合を含む。以下同じ。）の同意をしようとするときは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条の規定により、あらかじめ、都道府県農業会議及び関係する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

その際、令第1条の都道府県農業会議の意見の聴取は、「農地法の運用について」第2の2及び5の規定に留意して行うことが適当である。

また、農業委員会は、令第1条の規定により都道府県知事から意見を聴かれたときは、総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画の記載事項等を検討して意見書を作成し、これを都道府県知事に送付するとともに、当該意見書の写しを保管することが適当である。また、意見書の決定の際、特に問題があるものとして討議又は質疑が行われた事項があるときは、関係する議事録の写しを当該意見書に添付することが適当である。

(2) 同意に係る土地の所在等の記載

都道府県知事は、法第5条第7項又は第7条第5項の協議に対し書面により回答を行うとともに、法第5条第7項後段の規定により同意をするときは、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による登記の申請において必要となるため、当該書面に当該同意に係る次に掲げる事項を記載することが適当である。

- ① 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則第3条第2項第5号イ（1）若しくは（2）に掲げる者又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令第2条第2項第4号イ（1）若しくは（2）に掲げる者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ② 土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ 法第5条第7項又は第7条第5項に規定する事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
- ④ 法第5条第3項又は第7条第3項の施設の種類

(3) 理由の付記

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定により、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないため、都道府県知事は、法第5条第7項又は第7条第5項の協議に対し、同意をしないときは、その理由を、当該協議に対する回答に係る書面に記載することが適当である。

このため、都道府県農業会議及び関係する農業委員会は、令第1条の規定により都道府県知事から意見を聴かれた場合であって、法第5条第7項後段の同意が適当でないと認めるときは、その理由を付して意見を述べることを適当である。

第3 都市計画法の特例関係

1 特例の趣旨

市街化調整区域内において、農林水産物等の販売施設の建築の用に供する目的で行う開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は市街化調整区域内において農林水産物等の販売施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して農林水産物等の販売施設とする行為（以下「建築行為」という。）については、本来であれば、同法第34条第14号又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定により、開発審査会の議を経ることが必要であるが、法第14条に規定する同法の特例により、当該各行為が令第2条に規定する農林水産物等の販売施設に係るものである場合であって、都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、その長。3及び4並びに第6の2において同じ。）が、当該各行為が当該開発行為をする土地又は当該建築行為に係る法第5条第3項の施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認めて同意をするときに限り、開発審査会の議を経ることを不要とするものである。

なお、この特例は、都市計画法第33条第1項各号又は都市計画法施行令第36条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に係る審査までを省略するものではない。

2 特例の対象施設

この特例の対象となる農林水産物等の販売施設（以下「対象施設」という。）は令第2条に規定されており、具体的には、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第2条の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設を定める件（以下「告示」とい

う。) 第2条各号に掲げる要件に該当する施設とされている。

この特例の対象とならない農林水産物等の販売施設又はレストラン等の飲食店、農林水産物処理加工施設その他の農林水産物等の販売施設以外の施設が併設され、一体として整備されると認められる農林水産物等の販売施設は、対象施設ではないため、その整備として行われる開発行為又は建築行為については、それぞれ都市計画法第34条各号又は都市計画法施行令第36条第1項第3号に掲げる基準に係る審査を個別に行う必要がある。

また、告示第2条各号は、あくまで対象施設の要件を定めているものであり、都市計画法第34条第14号又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定に係る審査基準として、開発行為又は建築行為に係る農林水産物等の販売施設の規模、販売内容等について数値等を設定した基準が既に定められているとき又はこれを定めようとするときに、当該数値が告示第2条各号に掲げる数値に合致するように当該基準を定め、又はこれを変更すべきものとして誘導する趣旨のものではない。

3 同意の手続

(1) 同意審査

都道府県知事は、法第5条第8項後段の同意（法第6条第4項において準用する法第5条第8項後段の同意を含む。以下同じ。）に係る審査（以下「同意審査」という。）においては、都市計画法第34条の規定の趣旨及び「開発許可制度運用指針」（平成13年5月2日付け総民発第9号国土交通省総合政策局長通知）Ⅲ－7－1の規定を十分踏まえ、同意審査の基準（以下「同意基準」という。）を定めることを通じて、地域の実情に応じた運用を行うことが望ましい。

(2) 理由の付記

行政手続法第8条第1項の規定により、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないため、都道府県知事は、法第5条第8項（法第6条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の協議に対し書面により回答を行うとともに、同項の協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由を当該書面に記載することが適当である。

4 関係機関の連携等

(1) 同意基準の送付等

都道府県知事が同意基準を定めたときは、当該都道府県（指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等。以下4において同じ。）は、法第5条第1項及び第6条第1項の認定の申請手続が円滑に行われるよう、あらかじめ地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）にその同意基準を送付しておくことが望ましい。地方農政局等は、あらかじめ都道府県からその同意基準の送付を受けている場合にあつては、当該都道府県の区域内においてこの特例の適用を受けることを希望している農林漁業者等に、当該同意基準を提示

するとともに、当該農林漁業者等の作成した法第5条第8項に規定する事項が記載されている総合化事業計画の案について、当該同意基準に照らして同項後段の同意が得られないと見込まれるときは、その旨を当該農林漁業者等に教示すること等により当該農林漁業者等の利便を図るよう努めることとしている。

(2) 総合化事業計画の案の送付等

地方農政局等は、法第5条第8項に規定する事項が記載されている総合化事業計画の案の提出があったときは、(1)の教示等を行った上で、遅滞なく、当該案を関係都道府県に送付することとしており、当該都道府県は、当該案の送付があったときは、同項の協議が迅速かつ円滑に行われるよう配慮することが望ましい。

第4 農地法の特例と都市計画法の特例との調整関係

法第5条第7項後段の同意と同条第8項後段の同意との調整については、「農地法に係る事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号、21農振第1599号農林水産省経営局長、農村振興局長通知)第4の1の(7)のイ並びに「開発許可制度運用指針」II-4-(1)-①及び(2)-③に準じて行うことが適当である。

第5 都道府県及び市町村の促進計画関係

1 促進計画の策定

都道府県及び市町村は、地域の農林水産物の利用の促進に関し、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施するため、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)第2章及び第3章の規定を勘案するとともに、その区域の実情を踏まえ、法第41条第1項の促進計画を定めるよう努めなければならない。

促進計画を定めるに当たっては、生産者、事業者、消費者、学校給食関係者等の多様な主体と連携するとともに、その意見を促進計画に反映することが望ましい。

また、都道府県は、促進計画を策定する市町村に対し、必要に応じて助言を行うことが望ましい。

2 促進計画の内容

促進計画は、法第26条から第33条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念にのっとり策定することが適当である。

また、都道府県及び市町村は、法第3章第3節並びに基本方針第2章の第3並びに第3章の第1及び第2の3に定める施策のうちから、その区域の実情に応じたものを促進計画の内容に含めることが望ましい。

3 目標の設定

都道府県及び市町村は、その区域の実情を踏まえ、促進計画において地域の農林水産物の利用の促進の目標を明確に設定することが望ましい。

また、当該目標として、食育基本法(平成17年法律第63号)第16条第1項の食育推

進基本計画に定める学校給食における地場産物の使用割合に関する目標の達成に資するものを設定することが望ましい。

4 促進計画の見直し

都道府県及び市町村は、促進計画について、その区域の実情又は3の目標の達成状況に応じて適宜見直しを行い、必要がある場合は、促進計画を変更し、又は新たに促進計画を定めることが適当である。

5 促進計画の公表等

法第41条第2項の規定により、都道府県及び市長村が促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

また、市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、これを都道府県に通知することが望ましい。

同時に、都道府県は、促進計画を定め、若しくはこれを変更したとき、又は市町村から促進計画を定め、若しくはこれを変更した旨の通知を受けたときは、これを地方農政局長（北海道にあっては農林水産省生産局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に通知することが望ましい。

6 促進計画に定めた施策の実施

都道府県及び市町村は、促進計画に定めた施策の実施に際しては、当該都道府県及び市町村の各種施策との連携を図るとともに、当該都道府県及び市町村内の農林漁業の振興を担当する部局、商工業の振興を担当する部局、教育行政を担当する部局その他の関係部局相互間の連携の確保、普及指導員による普及指導活動の活用等により、地域の農林水産物の利用の促進に実践的に取り組むことが望ましい。

第6 促進計画の趣旨に適合する直売所の設置の促進関係

1 農地法の規定による許可

都道府県知事は、法第42条第2項及び基本方針第2章の第3の1の(2)の規定に基づき、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため求められた農地法の規定による許可について、その申請者の便宜を図るため、次に掲げる事項に留意して行うことが適当である。

- (1) 申請者から事前に案件を相談された場合には、当該案件が構想段階のものであっても、丁寧に対応すること。また、申請に対する審査に際して、各種調査等に時間を要することが見込まれる場合には、できるだけ速やかに手続が行われるよう、事前に想定される調査項目等を申請者に対し教示すること。
- (2) 申請の内容が許可の基準等に合致しない場合であっても、代替措置により直売所を設置することができることもあるため、申請者に対し、可能な限り、他地域における対処事例等の情報を幅広く提供すること。
- (3) 申請の内容が許可の基準等に合致する場合には、当該許可に係る事務を迅速かつ適正に処理し、当該直売所の設置に支障を来さないようにすること。

2 都市計画法の規定による許可

都道府県知事は、促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するために行われる開発行為であって、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けなければならないものについて、当該許可の申請があったときは、法第42条第2項及び基本方針第2章の第3の1の(2)の規定に基づき、当該開発行為が同法第33条に規定する基準（当該開発行為が市街化調整区域内において行われる場合にあっては当該基準及び同法第34条に規定する基準）に適合するかどうかの審査に当たって、その手続を迅速に行う等適切な配慮をすることが適当である。

このことは、市街化調整区域のうち都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けた開発区域以外の区域内において、促進計画の趣旨に適合する直売所を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該直売所とする行為であって、同法第43条第1項の許可を受けなければならないものが都市計画法施行令第36条第1項に規定する基準に適合するかどうかの審査についても同様である。

3 関係部局間の連絡調整

同一の案件について、農地法の規定による許可の申請及び都市計画法の規定による許可の申請がなされたときは、当該各許可に係る事務を担当する部局間において、あらかじめ相互に連絡し、速やかに調整を図るとともに、当該調整を了した後に同時に処分を行うことが望ましい。

(参考1) 運用通知の施行に伴う廃止通知

22 総合第1742号
22 消安第9922号
22 生産第10760号
平成23年3月29日

地方農政局長等 あて

農林水産省総合食料局長
農林水産省消費・安全局長
農林水産省生産局長

「地産地消の実践的な計画の策定について」等の廃止について（通知）

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の運用について」（平成23年3月29日付け22総合第1741号、22生産第10759号、22農振第2106号、国都開第10号農林水産省総合食料局長、生産局長、農村振興局長、国土交通省都市・地域整備局長通知）の施行に伴い、「地産地消の実践的な計画の策定について」（平成17年6月15日付け17生産第1432号農林水産省生産局長通知）及び「地産地消の実践的な計画策定における食育等との連携による地域の取組の一層の促進について」（平成18年7月10日付け18生産第2158号農林水産省総合食料局長、消費・安全局長、生産局長通知）を廃止する。

なお、貴局管内の都府県知事については、貴職から通知されたい。

(参考2) 地産地消推進計画について

- 1 平成17年3月の食料・農業・農村基本計画において、「各地域において取り組むべき事項やその目標等を明らかにした地産地消の実践的な計画の策定を促し、これに基づき、地元消費者のニーズを把握するための交流活動や地場産農産物の普及活動等、農業団体や食品産業等関係者による自主的な取組を促進する。」と規定。
- 2 これを受け、平成17年6月に生産局長通知「地産地消の実践的な計画の策定について」を農政局長等あてに発出し、地産地消推進計画の策定を促してきたところ。
- 3 平成18年7月、地産地消推進計画を食育基本法に基づく食育推進基本計画を踏まえたものとするため、生産局長通知「地産地消の実践的な計画の策定について」を一部改正するとともに、生産局長、総合食料局長、消費・安全局長連名通知「地産地消の実践的な計画策定における食育等との連携による地域の取組の一層の推進について」を制定。
- 4 平成22年3月末時点では、943市町村で同計画を策定。

策定数の推移

	策定数 (※)	備考
平成20年3月末	919市町村 (1,793市町村中、51%)	
平成21年3月末	952市町村 (1,777市町村中、54%)	
平成22年3月末	943市町村 (1,727市町村中、55%)	市町村合併による減少

(※) 市町村が策定していなくても、農業協同組合等が策定している場合には、策定済の市町村とみなしている。

4 地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）の策定について

都道府県及び市町村は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第41条第1項の規定に基づき、促進計画を定めるよう努めることとされています。

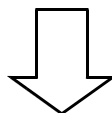
（都道府県及び市町村の促進計画）

第41条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第2項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

【促進計画の策定に当たって、留意していただきたいこと】

- 基本方針を勘案すること。（法第41条第1項、基本方針第2章第1の2、運用通知第5の1）
- 都道府県及び市町村の区域の実情を踏まえること。（基本方針第2章第1の2、運用通知第5の1）
- 生産者、事業者、消費者、学校給食関係者等の多様な主体と連携するとともに、その意見を計画に反映すること。（運用通知第5の1）
- 法第26条から第33条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念にのっとりすること。（運用通知第5の2）
- 法第3章第3節並びに基本方針第2章の第3並びに第3章の第1及び第2の3に定める施策のうちから、都道府県及び市町村の区域の実情に応じたものを内容に含めること。（運用通知第5の2）
- 都道府県及び市町村の区域の実情を踏まえた目標を明確に設定すること。
また、当該目標として、食育推進基本計画に定める学校給食における地場産物の使用割合に関する目標（平成27年度までに全国平均で30%以上（食材ベース）とすること）の達成に資する目標を設定すること。（運用通知第5の3）



地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）は、単に既存施策を列挙した形式的なものではなく、地域における供給・需要等も勘案しつつ、実践的な内容を定めたものであって、地域の農林水産物の利用を促進させるものであることが期待されています。

(参考1) 長野県「長野県地産地消推進計画」(抜粋)

<http://www.pref.nagano.jp/nousei/nousei/chisan-H20/keikaku.pdf>

(地場産物の積極的な販売・利用の促進)

□ 直売所及び関連施設の整備・拡充と経営への支援

- ・ 直売所における品揃えの充実のため、地域の直売所の相互流通システムの構築に向けた取組を推進します。
- ・ 地産地消シンポジウムの開催などにより、直売所等の運営ノウハウや経験を互いに交換し合うことができるネットワークづくりを支援します。
- ・ 研修会の開催などにより、直売所における簿記の電子化や店舗におけるPOSシステム導入による商品管理、施設規模に応じた経営管理指導、法人化、情報発信力の強化等を支援します。
- ・ 県ホームページや直売所マップの作成により地場産物の旬の情報を県民や観光客等へ発信します。

【達成指標】

項目	平成17年 (基準年)	平成24年 (目標)	設定根拠
直売所数	790箇所 (H18)	800箇所	年間2カ所の開設を目指します。
販売金額1億円以上の直売所数	20箇所 (H18)	30箇所	運営能力の向上により、直売所の販売額増を目指します。

□ 学校給食における地場農産物の利用促進

- ・ 学校給食における地場産農産物の利用率向上を図るため、地域ごとに生産者・生産団体、市町村、学校関係者、地方事務所、農業改良普及センター等をメンバーとするプロジェクトチームを設置して、地場産農産物の生産・供給体制の強化を促進します。
- ・ 生産者及び流通関係、栄養教諭、学校栄養職員、学校関係者間における生産履歴、供給量、供給時期やおいしい食べ方などの情報交換を促進します。
- ・ (財)長野県学校給食会等と連携して学校給食等で地場産品を活用して加工品等の開発を進めます。

【達成指標】

項目	平成17年 (基準年)	平成24年 (目標)	設定根拠
学校給食への県産食材供給組織数	103	128	大規模調理場への地場食材の供給を目的とした組織を育成します。
学校給食での県産農産物利用率	32.7%	40%	毎年1%利用率増を目指します。

(参考2) 福井県「ふくい^①の食育・地産地消推進計画」(抜粋)

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/hanbai/keikaku/keikaku_d/fil/001.pdf

(地域の特色を活かした農林水産物の生産と供給)

生産

- 子どもたちと農家の「学校給食畑」の設置推進
 - ・ 学校の近隣に「学校給食畑」を設置し、児童と生産者の交流を進めるとともに、学校給食の材料として、生産者の顔が見える新鮮で安全な食材を提供します。
- 新たな分野(病院給食、社員食堂、福祉施設等)に向けた生産・供給体制づくりの推進
 - ・ 病院等の公の施設や社員食堂等の新たな分野への県産食材の供給を拡大するため、給食メニュー作成者への生産情報の提供や農産物の生産・供給グループ育成などを実施します。
- 生産、加工、販売施設等の整備促進
 - ・ 出荷量の少ない時期に向けた野菜などの生産拡大を図るため、冬期(11月～4月)出荷の園芸生産に必要なハウス等の施設や栽培管理機械等の整備に支援します。

流通

- 直売所向け多品目生産と小口集荷システムの構築
 - ・ 一度にたくさんとれたものや規格外の農産物等でも販売につながられるように、県内各地域に野菜等を保管し、安定的に供給するための保冷施設等の整備を促進します。
 - ・ また、これと合わせ直売所等に対し、中山間地域などを巡回し、農産物を集出荷する人員の配置を進めます。
- 量販店における地場産コーナー設置推進
 - ・ 消費者が県産食材を購入しやすいように、生産者や流通業者との橋渡しなどを通じて地場産品の販売に意欲ある量販店に働きかけ、「地場産コーナー」の設置を促進します。

消費

- 農商工連携による県産農林水産物の利用拡大
 - ・ 生産者と食品関連事業者との商談会を開催し、県産農林水産物を利用した加工品の開発を促進します。
 - ・ 地産地消に関する協力協定を締結する企業が行うPR活動に、県内の量販店や飲食店の参加を働き掛け、企業と一体となった県産農林水産物の販売促進、県産食材による料理メニュー広報などを行います。
- ごはんと米粉パンで「福井米100%給食」を推進
 - ・ 学校給食においてコシヒカリ、イクヒカリ等の福井県産米による米飯給食に加え、県産の米粉を利用した米粉パン給食を普及します。

□ 学校における県産農林水産物の利用促進

- ・ 生産者、流通関係者、栄養教諭等による地場産学校給食推進会議を開催し、課題解決に向けた話し合いにより、県産食材の安定的な供給体制づくりを進めます。
- ・ また、学校や地域は年間を通じた食材利用計画を作成し、栄養教諭や学校栄養職員が地元生産者グループと意見交換をする中で、地元産食材を有効に取り入れるタイミングと生産者の作付けに関する調整を図ります。

支援対策

□ 地域農業支援員の配置と活動の充実

- ・ 直売所出荷農家の支援、生産者に対する適正な食品表示の推進、伝統野菜の普及などの役割を担う地域農業支援員を設置し、その活動を促進します。

□ 直売所ネットワークの構築

- ・ 「福井県直売所連携会議」を開催し、直売所機能の向上対策を研究するとともに、特産物の相互販売、直売所のPRなどに努めます。

□ 地産地消を示す指標設定

- ・ 地産地消の現状を把握するため、大学と連携しJA女性部等の協力を得ながら自給野菜の生産量や加工量を調査するなど、生産、流通、消費のそれぞれの側面から、販売額や豊かさなどを考慮した地産地消率を設定します。

□ 「食育・地産地消コーディネーター」の育成

- ・ 県立大学等と連携し、農林水産物の種類や流通、加工、経営などについての知識を持ち、生産と消費をつなぐ役割を担う「食育・地産地消コーディネーター」を育成します。

(生産者と消費者の交流促進)

□ 農産物直売所から人と食材の交流拠点化

- ・ 米粉の利用促進のため、直売所等に米粉製粉機を導入、それと合わせ米粉料理教室の開催やレシピなどにより情報を発信します。
- ・ 直売所出荷農家や比較的規模の小さい農家に対する指導をきめ細かく行うため、生産販売に関する経験豊かな地域農業支援員による指導の充実を図ります。
- ・ 直売所の活性化を図るため、直売所運営者に対し、品揃えの方法、直売所の運営などについての研修会開催や情報提供を行います。

□ 生産者による直接販売の推進

- ・ 県内の市街地や主要施設、コンビニエンスストア、各種イベントなどと合わせ生産者が消費者に直接販売する「とれたてふくいの市」などの直売市を開催します。

□ 滞在型グリーンツーリズムの振興

- ・ 各地域において実施している農林漁家民宿、農林漁業体験などの情報をホームページや広報などで紹介し、参加者を増やします。
- ・ 都市住民が農山漁村で働く「ふるさとワークスティ」、学ぶ「ふるさと農山漁村塾」を展開し、活力ある地域づくりを推進します。

(県民、生産者、事業者の自発的活動の促進)

□ 地産地消推進協力店の認証

- ・ 「おいしい福井県産そば使用店」を認証することにより、県民や観光客に対し県産そばを食べられる店をPRします。
- ・ 若狭牛流通推進協議会と連携し、「若狭牛提供の店」の認定により消費の拡大を促進します。
- ・ 県内外からの観光客に新鮮な地魚を提供する「若狭・越前漁師の宿」や「若狭ふぐの宿」を指定し、その情報を発信します。

□ 企業による「食育・地産地消応援団」の設置

- ・ 食育や地産地消に関する活動を実施する企業が「食育・地産地消応援団」となり、応援団ロゴマーク活用や県産特産物のPRなど、県と企業の連携活動をホームページなどで広く紹介し、食育、地産地消の推進を図ります。

□ 地魚の消費拡大

- ・ 関係団体と連携し、「越前・若狭 旬のさかなの日」を設定し、小売商店、量販店等において県産水産物の消費拡大に向けた啓発活動を実施します。
- ・ 福井市中央卸売市場での地魚専門セリ（二番ゼリ）や休日セリを実施することで、地魚の県内流通を活性化します。
- ・ 新鮮な地魚を提供する「若狭・越前漁師の宿」や「若狭ふぐの宿」を通じた消費や需要を活性化させます。

□ 「とれたてふくいの日」による県民への啓発活動

- ・ 「とれたてふくいの日」に合わせた地産地消活動のさらなる充実により、県産農林水産物の積極的な活用、消費拡大を推進します。
- ・ 量販店、食品関連事業者等に対し、食品包装に福井県産食材の紹介や地産地消推進ロゴマークの活用を促進します。

□ 主要農林水産物の理解促進

- ・ 本県の主要農林水産物である梅、サトイモ、ラッキョ等の消費拡大を図るため、それら品目の多様な料理方法、特徴などを伝える食育活動を行います。

□ 県民に対する地産地消に関する意識向上

- ・ 県民に対して県産農林水産物や農山漁村への興味や関心を深めてもらうために、全国規模のイベントや県内各地域において地産地消の役割を伝える研修会、パネル展示等の活動を展開します。

(参考3) 市町村の地産地消推進計画の例

- 北海道恵庭市「恵庭市地産地消推進計画」(平成20年3月)
<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1211436326023/index.html>
- 栃木県宇都宮市「宇都宮市地産地消推進計画」(平成20年3月)
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/koho/publiccomment/010243.html>
- 群馬県高崎市「高崎市地産地消推進計画」(平成20年3月)
<http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/nouseiseisaku/chisanchi/documents/tisantisyoun.pdf>
- 長野県上田市「上田市地産地消推進基本計画」(平成21年10月)
<http://www.city.ueda.nagano.jp/files/norin/0520/20100305171553656.pdf>
- 新潟県村上市「地産地消推進計画」(平成22年3月)
<http://www.city.murakami.lg.jp/mpsdata/web/1669/tisan.pdf>
- 石川県白山市「白山市地産地消推進計画」(平成22年7月)
http://www.city.hakusan.lg.jp/sangyoubu/chisanchisyoun/tisankaigi/c_c_keikaku.jsp
- 京都府八幡市「八幡市地産地消推進計画」(平成22年12月)
<http://www.city.yawata.kyoto.jp/info/machidukuri/plan/tisantisyoun>
- 山口県光市「光市地産地消プラン」(平成17年11月)
<http://www.city.hikari.lg.jp/kouchi/nousan/tisantishoupuran.html>

5 地域の農林水産物の利用の促進に関するQ & A [平成23年7月28日現在]

(1) 法律関連

① 国は具体的にどのようなことを行う責務があるのですか。

国は、地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念にのっとり、基本方針を定め、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有します。

② 地方公共団体は具体的にどのようなことを行う責務があるのですか。

- 1 地方公共団体は、基本方針を勘案して、促進計画の策定に努めることとなっています。
- 2 また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定・実施する責務を有します。

③ 生産者等、事業者、消費者は具体的にどのようなことに取り組むことが望まれますか。

- 1 生産者等は、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産するなど、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むことが望まれます。(例：直売所での消費者への直接販売、消費者との交流(農業体験活動等)を通じ、消費者ニーズに対応した生産を展開)。
- 2 また、事業者は、その事業活動において地域の農林水産物を利用するなど、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むことが望まれます。(例：学校給食や社員食堂、中食・外食産業での地域の農林水産物の利用)。
- 3 さらに、消費者は、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費するなど、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むことが望まれます。(例：地域の農林水産物の直売所での購入・消費)。

④ 法律の前文に記述されている「地産地消等」の「等」とは何ですか。

「等」とは、地域において供給が不足している農林水産物がある場合に国内の他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいいます。（法第25条参照）

（2）促進計画関連

① 促進計画に必ず入れなければならない内容がありますか。

1 促進計画は、都道府県や市町村が地域の実情に応じて策定するものであり、促進計画に必ず入れなければならない内容が定められているものではありませんが、促進計画の策定に当たっては、以下のことに留意していただきたいと考えます。

- 基本方針を勘案すること。
- 都道府県及び市町村の区域の実情を踏まえること。
- 生産者、事業者、消費者、学校給食関係者等の多様な主体と連携するとともに、その意見を計画に反映すること。
- 法第26条から第33条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念にのっとりすること。
- 法第3章第3節並びに基本方針第2章の第3並びに第3章の第1及び第2の3に定める施策のうちから、都道府県及び市町村の区域の実情に応じたものを内容に含めること。
- 都道府県及び市町村の区域の実情を踏まえた目標を明確に設定すること。
また、当該目標として、食育推進基本計画に定める学校給食における地場産物の使用割合に関する目標（平成27年度までに全国平均で30%以上（食材ベース）とすること）の達成に資する目標を設定すること。

2 また、促進計画は、単に既存施策を列挙した形式的なものではなく、地域における供給・需要等も勘案しつつ、実践的な内容を定めたものであって、地域の農林水産物の利用を促進させるものであることが期待されています。

② 基本方針において、主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額1億円以上のものの割合を、平成32年度までに50%以上とすることを目指すとされていますが、どのような考え方に基づくものですか。

1 直売所は、地産地消等を促進する上で中核的な取組であり、安定的な経営を行う直売所が増えることが、地域の農林水産物の利用を促進する上で重要であると考えています。

- 2 このため、直売所が安定的な経営を行うためのメルクマールとして、「通年営業の直売所について、年間販売額1億円以上のものの割合を平成32年度までに50%以上とすること」という基準を設定したものです。
- 3 なお、その地域の特色を生かした小規模直売所その他の多様な直売所が共存することも重要であると認識しており、この目標は、小規模の意義を否定するものではありません。
- 4 また、促進計画において、直売所に関わる目標を定める際には、各地方公共団体の実情に合わせて目標を定めていただくことができます。

③ 基本方針において、学校給食において地場産物を使用する割合（食材数ベース）について、食育推進基本計画に定める目標を達成することとされていますが、具体的にどのような目標となっていますか。また、促進計画においてはどのような目標を定めれば良いですか。

- 1 平成18年に定められた食育推進基本計画では、学校給食において地場農産物を使用する割合（食材数ベース）を平成22年度までに全国ベースで30%以上とすることを目指しておりましたが、目標を達成することができなかつたため、今年3月に定められた第二次食育推進基本計画において、引き続き、平成27年度までに30%以上とすることを指すこととなりました。
- 2 このため、促進計画において、学校給食での地場産物の使用割合に関する目標を定める際には、この食育推進基本計画の目標を勘案していただくこととなりますが、目標の種類、程度については、各地方公共団体の実情に合わせて自主的に定めていただくことができます。
- 3 なお、第二次食育推進基本計画においては、平成22年度に40%となっている推進計画を作成・実施している市町村の割合を平成27年度までに100%とするのも目標としています。

④ 基本方針において、農家民宿等のグリーン・ツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数を、平成32年度に1050万人とすることを指すこととされていますが、どのような考え方に基づくものですか。

- 1 地産地消等の促進にあたっては、都市住民に農村で活動する機会や食と農林漁業への認識を深めるきっかけを提供することが重要であることから、グリーン・ツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数を目標としました。

- 2 具体的な数値については、平成21年度の延べ宿泊者数（848万人）とグリーン・ツーリズムの潜在需要人口の推計（約200万人）から算出したものです。
- 3 なお、促進計画において、農家民宿等のグリーン・ツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数に関する目標を定める際には、各地方公共団体の実情に合わせて目標を定めていただくことができます。

⑤ 運用通知で、「目標を明確に設定することが望ましい」とありますが、明確な目標については、それぞれの地方自治体で判断して良いですか。必ずこの目標を設定しなければならないというものはありませんか。

目標については、必ずこの目標を設定しなければならないというものはなく、地域の実情に応じて、それぞれの都道府県や市町村で設定していただいて構いません。

⑥ 都道府県及び市町村が促進計画を策定するメリットは何ですか。

- 1 都道府県及び市町村が促進計画を策定することにより、地域での取組方針の明確化、関係機関、関係者の連携等が図られるとともに、学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進、地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保等の施策の実施が促されるなど、地域の農林水産物の利用の促進に資するものと考えます。
- 2 例えば、ある都道府県が既に定めている地産地消に関する計画では、地域での伝承料理の普及、学校給食における県産農林水産物の利用促進、量販店における地場産コーナーの設置推進等の取組が明記され、地産地消の推進が図られています。
- 3 また、都道府県知事等は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法等に基づく処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をすることとなっております。（法第42条第2項参照）

⑦ 法第42条第2項に記述されている、促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するための農地法等の処分に当たって行うこととされている「適切な配慮」とは何ですか。

都道府県知事等は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法等に基づく処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう「適切な配慮」をすることとなっており、具体的には、申請者からの事前の相談への対応、許可に係る事務の迅速かつ適正な処理、関係部局間の連絡調整等を行うこととされています。

⑧ 既に地産地消推進計画を策定している場合、当該計画をもって、促進計画とすることはできないでしょうか。

- 1 既存の地産地消推進計画を新たな促進計画と位置付けるかどうかは、国が定める基本方針の内容を踏まえて都道府県や市町村が判断するものです。
- 2 都道府県及び市町村が、既存の地産地消推進計画を促進計画とすると判断した場合には、新たに促進計画として公表するか（法第41条第2項参照）、又は市町村にあっては都道府県、都道府県にあっては地方農政局長等に通知するなど、都道府県や市町村の明確な決定や意思表示があれば、促進計画が定められたものと考えられます。

⑨ 都道府県及び市町村が、既存の地産地消推進計画を促進計画とすると判断した場合、既存の地産地消推進計画を促進計画とみなすという公表又は通知の仕方で良いですか。

- 1 法第41条第1項では、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定める（よう努めなければならない）」と規定しており、既存の地産地消推進計画を促進計画とすると判断した場合においても、促進計画を「定める」行為に該当することが必要です。
- 2 このため、既存の地産地消推進計画を促進計画とみなすという行為ではなく、法第41条第1項の規定に基づく促進計画として定めた上で、公表又は通知をしていただきたいと思います。
- 3 なお、既存の地産地消推進計画を促進計画とする際、既存の計画の計画期間の開始時期を変更することは必須ではありません。

⑩ 複数の市町村が参加している協議会等で計画を策定した場合、当該計画をもって、市町村の促進計画とすることはできないでしょうか。

- 1 複数の市町村が参加している協議会等で策定した計画を市町村の促進計画と位置付けるかどうかは、国が定める基本方針の内容を踏まえて当該市町村が判断するものです。
- 2 当該市町村が、協議会等で策定した計画を促進計画とすると判断した場合には、新たに促進計画として公表するか（法第41条第2項参照）、又は都道府県に通知するなど、市町村の明確な決定や意思表示があれば、促進計画が定められたものと考えられます。

⑪ 促進計画は、食育推進計画と合わせて一つの計画として策定することができないでしょうか。

促進計画は、都道府県及び市町村の判断により、食育基本法に基づく都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画のような促進計画と密接に関係する計画と合わせて1つの計画として策定することも可能です。

⑫ 地産地消推進計画の計画期間に残りがある場合、ただちに促進計画を策定しなければなりませんか。また、促進計画は、いつまでに策定しなければなりませんか。

- 1 促進計画の策定については、できるだけ速やかに検討を始めていただき、早期に促進計画を策定していただくことが望ましいと考えます。
ただし、地産地消推進計画の計画期間が終了していない場合、終了するまでの期間が短期間であれば、当該計画の終了直後から施行される促進計画を策定しても差し支えありません。
- 2 また、促進計画の策定期限は定めておりませんが、できるだけ早期に促進計画を策定していただき、地産地消の推進に向けた効果的な取組が現場で実践されることに期待しているところです。

⑬ 運用通知に、「促進計画を定めるに当たっては、生産者、事業者、消費者、学校給食関係者等の多様な主体と連携するとともに、その意見を促進計画に反映することが望ましい」とありますが、具体的には、どのような形で意見を反映させたら良いですか。

生産者、事業者、消費者、学校給食関係者等多様な主体の意見を促進計画に反映する方法として、多様な関係者からの意見を聞くための協議会等の開催やパブリックコメントの実施などが考えられます。

⑭ 運用通知に、「都道府県は、促進計画を策定する市町村に対し、必要に応じて助言を行うことが望ましい」とありますが、ここでいう「必要」は都道府県が判断するのですか。

市町村に対する助言は、実施の有無を含めて都道府県の判断に委ねられており、地産地消の推進に向けて市町村に助言を行うかどうか適宜判断していただきたいと考えます。

(3) その他

① 過去に農業協同組合が策定した地産地消推進計画の計画期間が残っている場合は、どうしたら良いですか。

地産地消推進計画の計画期間が終了するか、農業協同組合が当該計画を廃止するまで、当該計画は継続しておりますので、当該農業協同組合においては、引き続き地産地消の取組にご活用いただきたいと考えます。

② 農地の転用許可について、県から市や町に権限委譲しているので、運用通知の第6の1「農地法の規定による許可」の「都道府県知事」を市長や町長に読み替えても良いですか。

農地の転用許可について、県から市や町に権限委譲されている場合は、運用通知の中に読み替え規定がなくても、その権限委譲をもって、都道府県知事を市長や町長に読み替えることができます。(ただし、農地法に定める許可要件が変更されるものではありません。)

6 地産地消等関連施策の概要

農林水産省で支援している主な施策を紹介します。

直売所等の整備・機能強化

- 直売所等の施設整備に対する支援
 - ・ 6次産業化推進整備事業
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/tisan_tisyo/t_sienn/pdf/23chisan.pdf（地産地消タイプ）
http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/pdf/pr_nougyousyudou.pdf（農業主導タイプ）
<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/nosyoko/pdf/23hard-leaflet.pdf>（農商工等連携タイプ。ただし、販売施設の整備にあたっては、加工機械・施設と一体的に整備するものに限ります。）
 - ・ 産地水産業強化支援事業
<http://www.maff.go.jp/j/budget/2011/pdf/b69.pdf>
- 直売所の機能強化・ネットワーク化（POSシステムの導入等）に対する支援
 - ・ 産地活性化総合対策事業
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/tisan_tisyo/t_sienn/pdf/23chisan.pdf

学校給食における地場産物の利用拡大

- 地域の学校給食関係者と生産者との連携の強化、学校給食向け規格・処理基準の作成等に対する支援
 - ・ 産地活性化総合対策事業
- 米飯学校給食等の推進
 - ・ 食料自給率向上国民運動拡大対策費のうち米飯学校給食の推進
<http://www.maff.go.jp/j/budget/2011/pdf/b02.pdf>

国民の理解の増進・多様な主体の連携

- 表彰事業の実施
 - ① 地産地消優良活動表彰（※）
 - ② 地産地消給食等メニューコンテスト（※）
 - 「地産地消の仕事人」の選定・派遣（※）
 - 各種PR活動
 - ① 農林水産省の各種広報（広報誌 a f f 等）
 - ② フード・アクション・ニッポン <http://syokuryo.jp/fan/>
 - ③ 地産地消メールマガジン（※）
- （※） http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/tisan_tisyo/

その他

- 都市農村交流等の取組に対する支援
 - ・ 食と地域の交流促進対策交付金
<http://www.maff.go.jp/j/budget/2011/pdf/b36.pdf>
- 地域の食材を活用した特徴ある料理について、地域団体商標等の取得支援
 - ・ 知的財産戦略・ブランド化総合事業のうち食文化活用・創造事業、農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業
<http://www.maff.go.jp/j/aid/hozyo/2011/seisan/pdf/15.pdf>
<http://www.maff.go.jp/j/aid/hozyo/2011/seisan/pdf/14.pdf>
- 環境への負荷低減に貢献する手法の検討等の調査研究
 - ・ 農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業のうち「CO2の見える化」データベース整備
<http://www.maff.go.jp/j/budget/2011/pdf/b03.pdf>
- 農業者向け融資の活用
 - ・ 農業改良資金、スーパーL資金、農業近代化資金等
<http://www.maff.go.jp/j/budget/2011/pdf/b27.pdf>

(参考) 地産地消の仕事人について

1 「地産地消の仕事人」の選定状況

「地産地消の仕事人」とは、地場産物の安定供給体制構築など地域の農林水産物の生産、販売、消費をつなぐ中心的な役割を果たし、今後、各地の地産地消のさらなる展開のために活躍が期待される方々として、平成20年度から農林水産省が選定。

【選定状況】

年度	20	21	22	計
選定数	48人	41人	42人	131人

【所属・職業別】

- ・農林漁業者（直売所運営者・学校給食用食材提供グループ関係者等） 55名
- ・料理人 14名
- ・農協職員 11名
- ・学校栄養職員等 7名
- ・その他 44名

2 「地産地消の仕事人」の活動

「地産地消の仕事人」は、地域の実情に応じ、

- ① 直売所の開設や運営に関する指導・助言
- ② 学校給食における地場農産物の利用の推進
- ③ 地域の食材を活用した加工品や地産地消メニューの開発などの活動を展開。

3 「地産地消の仕事人」の活動に対する支援

平成22年度は、産地収益力向上支援事業のうち「地産地消人材育成・派遣事業」において、

- ① 「地産地消の仕事人」等が講師となる講習会の開催、
- ② 「地産地消の仕事人」の有する経験やノウハウの共有と普及を目的とした現地検討会の開催、
- ③ 講演、現地指導、相談等の地域からの要望に応じた「地産地消の仕事人」の派遣等を支援。

「地産地消の仕事人」の紹介

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/tisan_tisyo/t_sigoto_nin/syokai/index.html（農林水産省）

<http://www.kouryu.or.jp/chisanchisho/shigotonin.html>（(財)都市農山漁村交流活性化機構）

(別添) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の
農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）

目次

前文

第一章 総則（第一条）

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

第一節 総則（第二条・第三条）

第二節 基本方針（第四条）

第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策（第五条―第十七条）

第四節 雑則（第十八条―第二十三条）

第五節 罰則（第二十四条）

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則（第二十五条―第三十九条）

第二節 基本方針等（第四十条・第四十一条）

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（第四十二条―第五十条）

附則

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

第一節 総則

(基本理念)

第二条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等（以下この章において「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」という。）を促進するため、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を生かしつつ、農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進を図られなければならない。

- 2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に当たっては、農林水産物等又はこれを原材料とする新商品の生産又は販売に関する新技術の導入が重要であることにかんがみ、多様な主体による当該新技術の研究開発及びその成果の利用が推進されなければならない。

(定義)

第三条 この章において「農林漁業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者（以下この章において「構成員等」という。）となっている法人を含む。）をいう。

- 2 この章において「農林水産物等」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。
- 3 この章において「農林漁業及び関連事業の総合化」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産（農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な収集その他の農林水産

省令で定める行為を含む。次項及び第五項第一号において同じ。) 及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であつて、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したものをいう。

- 4 この章において「総合化事業」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業であつて、次に掲げる措置を行うものをいう。
 - 一 自らの生産に係る農林水産物等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の生産に係る農林水産物等を含む。次号において同じ。）をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
 - 二 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
 - 三 前二号に掲げる措置を行うために必要な農業用施設、林業用施設又は漁業用施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、地域に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式の導入その他の生産の方式の改善
- 5 この章において「研究開発・成果利用事業」とは、次に掲げる研究開発及びその成果の利用を行う事業であつて、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資するものをいう。
 - 一 新商品の原材料に適する新品種の育成、土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式又は農林水産物等の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発、品質管理の方法の開発その他の農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発
 - 二 新商品の生産に要する費用の低減に資する生産の方式又は機械の開発、品質管理の方法の開発その他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発
- 6 この章において「産地連携野菜供給契約」とは、農業者又は農業者の組織する団体（これらの者が主たる構成員等となっている法人を含む。以下この項において同じ。）が指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条に規定する指定野菜をいう。以下この章において同じ。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところにより締結する指定野菜の供給に係る契約（複数の産地の農業者又は農業者の組織する団体が連携して行う指定野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）をいう。

第二節 基本方針

第四条 農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項
 - 二 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

三 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策

(総合化事業計画の認定)

第五条 農林漁業者等は、単独で又は共同して、総合化事業に関する計画（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。以下この章において「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 総合化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 認定を受けようとする農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等を含む。第四項及び第五項第二号において同じ。）の農林漁業経営の現状

二 総合化事業の目標

三 総合化事業の内容及び実施期間

四 総合化事業の実施体制

五 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

六 その他農林水産省令で定める事項

3 総合化事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、総合化事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容

二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

三 その他農林水産省令で定める事項

4 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う次に掲げる措置（第一号から第三号までに掲げる措置にあっては、農林漁業者等以外の者が行うものに限る。）に関する計画を含めることができる。

一 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良措置（第九条第一項において「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）

二 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する林業・木材産業改善資金助成法（昭

和五十一年法律第四十二号) 第二条第一項の林業・木材産業改善措置(林業経営の改善を目的として新たな林業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。第十条第一項において「林業・木材産業改善措置」という。)を支援するための措置(林業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)

三 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号) 第二条第二項の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入(当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を支援するための措置(沿岸漁業経営に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)

四 その他当該総合化事業を促進するための措置

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その総合化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該総合化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

二 当該総合化事業の実施により認定を受けようとする農林漁業者等の農林漁業経営の改善が行われるものであること。

6 農林水産大臣は、総合化事業計画にその所管する事業以外の事業の実施に関する事項が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事業を所管する大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この章において同じ。))又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同じ。)であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四条第一項又は第五条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

- 8 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項の施設の整備として市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十四条において同じ。）内において、第三項の施設（農林水産物等の販売施設であって政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下この項及び第十四条第一項において「開発行為」という。）又は第三項の施設を新築し、若しくは建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。）を改築し、若しくはその用途を変更して同項の施設とする行為（以下この項及び第十四条第二項において「建築行為等」という。）を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長を含む。以下この項、第十四条第二項及び第四十二条第二項において同じ。）の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る第三項の施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるときは、同意するものとする。
- 9 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。
- 10 農林水産大臣は、第二項第三号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業（当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が農林水産省令で定める面積に達しているものに限る。）が記載された総合化事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。

（総合化事業計画の変更等）

第六条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、当該認定に係る総合化事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 農林水産大臣は、前条第一項の認定を受けた農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者等に係る同条第四項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者（以下この章において「促進事業者」という。）を含む。以下この章において「認定農林漁業者等」という。）が当該認定に係る総合化事業計画

(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定総合化事業計画」という。)に従って総合化事業(同条第四項各号に掲げる措置を含む。第九条第一項において同じ。)を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第五項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(研究開発・成果利用事業計画の認定)

第七条 研究開発・成果利用事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、研究開発・成果利用事業に関する計画(以下この章において「研究開発・成果利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発・成果利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発・成果利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究開発・成果利用事業の目標
- 二 研究開発・成果利用事業の内容及び実施期間
- 三 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 研究開発・成果利用事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
- 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その他農林水産省令で定める事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発・成果利用事業計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、研究開発・成果利用事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

5 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土地が農地又は採草放牧地であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている研究開発・成果利用事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第五条第七項後段の規定を準用する。

(研究開発・成果利用事業計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた者(以下この章において「認定研究開発・成果利用事業者」という。)は、当該認定に係る研究開発・成果利用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定研究開発・成果利用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者が前条第一項の認定に係る研究開発・成果利用事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定研究開発・成果利用事業計画」という。）に従って研究開発・成果利用事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（農業改良資金融通法の特例）

第九条 認定総合化事業計画に従って行われる総合化事業（以下この章において「認定総合化事業」という。）に第五条第四項第一号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第一号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。次号において「促進事業者」という。）」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第七条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金融通法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）であつて、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものについての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは「十二年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは「五年」とする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十条 認定総合化事業に第五条第四項第二号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を林業・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第二号に掲げる措置を行う同

法第六条第三項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第四条中「一林業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う林業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第十四条第一項中「林業従事者等」とあるのは「林業従事者等（林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者をいう。次項において同じ。）」とする。

- 2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の林業・木材産業改善資金であって、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。次条第二項において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

第十一条 認定総合化事業に第五条第四項第三号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（次条において「促進事業者」という。）」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）」とあるのは「その申請者」と、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五条第四項第三号に掲げる措置」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る同法第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う漁業者の経営」とする。

- 2 沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項（前項の規定により適用される場合を含む。）

の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

- 3 前項に規定する資金の据置期間は、沿岸漁業改善資金助成法第五条第三項の規定にかかわらず、その種類ごとに、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(農地法の特例)

第十二条 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画（第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び第十四条において同じ。）又は認定研究開発・成果利用事業計画（第七条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。）に従つて第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

- 2 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従つて第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第十三条 農林漁業者等がその総合化事業計画（第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下この条において同じ。）について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定を受けた総合化事業計画に従つて同条第三項の施設の用に供することを目的として行われる草地（主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。）の形質の変更であつて、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第九条の規定による届出をしなければならないものについては、同条の規定による届出をしたものとみなす。

- 2 前項の規定は、第五条第一項の認定を受けた農林漁業者等がその総合化事業計画について第六条第一項の認定を受けたときについて準用する。

(都市計画法の特例)

第十四条 市街化調整区域内において認定総合化事業計画に従つて行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

- 2 都道府県知事は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において認定総合化事業計画に従つて行われる建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十五条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。以下この項において同じ。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業（認定研究開発・成果利用事業計画に従って実施される研究開発・成果利用事業をいう。以下この章において同じ。）に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。
- 二 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定総合化事業又は当該認定研究開発・成果利用事業に参加すること。
- 三 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者の委託を受けて、認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って施設の整備を行うこと。
- 四 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条

		第一項各号に掲げる業務
第二十条第一項第三号	この章	この章若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
第二十条第一項第四号	第十四条第一項	第十四条第一項（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十一条第一号	第十三条第一項、第十四条第一項	第十三条第一項若しくは第十四条第一項（これらの規定を地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十三条第一号	第十八条第一項	第十八条第一項（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）
	同項	第十八条第一項
第二十三条第二号	第十九条	第十九条（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（野菜生産出荷安定法の特例）

第十六条 第五条第十項の規定による通知に係る認定総合化事業計画に従って産地連携野

菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う認定農林漁業者等については、当該認定農林漁業者等を野菜生産出荷安定法第十条第一項に規定する登録生産者とみなして、同法第十二条の規定を適用する。この場合において、同条中「指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）」とあるのは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第三条第六項に規定する産地連携野菜供給契約」とする。

（種苗法の特例）

第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者

二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

一 その登録品種の育成をした者

二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

第四節 雑則

(国等の施策)

第十八条 国及び地方公共団体は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、情報の提供、人材の育成、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 国は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化と併せて、農林漁業者等以外の者による農林漁業及び関連事業の総合化及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した新たな事業の創出を促進することが、農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすことにかんがみ、関係省庁相互間の連携を図りつつ、この章の規定に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(資金の確保)

第十九条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十一条 農林水産大臣は、認定農林漁業者等に対し、認定総合化事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者に対し、認定研究開発・成果利用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十二条 第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで、前条第二項並びに次条における主務大臣は、農林水産大臣及び認定研究開発・成果利用事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第七条第一項及び第八条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十三条 この章に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で定めるところにより地方農政局長又は北海道農政事務所長に、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより地方支分部局の長に、そ

れぞれその一部を委任することができる。

第五節 罰則

第二十四条 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則

（定義）

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。）及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

（生産者と消費者との結びつきの強化）

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

（地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化）

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物を入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

(食育との一体的な推進)

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

(都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進)

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

(食料自給率の向上への寄与)

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

(環境への負荷の低減への寄与)

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、

それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者等の努力)

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体（以下この章において「生産者等」という。）は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の努力)

第三十八条 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

第二節 基本方針等

(基本方針)

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
- 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
- 三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
- 四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県及び市町村の促進計画）

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

（地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備）

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所（農林水産物及びその加工品（以下この章において「農林水産物等」という。）をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進）

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業（食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。）等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者（以下この章において「食品関連事業者」という。）その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動（学校等において行われる実習を含む。）の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携等)

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

<問い合わせ先>

農林水産省 生産局 技術普及課
地産地消企画班・地産地消計画班
(担当) 林原、石川、漆間

TEL 03-6744-2110

FAX 03-3597-0142